様式第5号(第8条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁業集落排水事業受益者分担金徴収猶予決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日    　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました漁業集落排水事業受益者分担金の徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので、出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。 | | | |
|  | 決定区分 | □徴収猶予します　□徴収猶予しません |  |
| 決定理由 |  |
| 徴収猶予額 | 円 |
| 徴収猶予期間 | 年度　期分から　　年度　期分までの　期分 |
| 備考 |  |
| １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  ２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  （１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。  （２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると  き。  （３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。  ３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。  ４　徴収猶予の事由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出てください。 | | | |